

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月

自治会の人から 2、3 か月おきに集金に来た。もし納付していなければその月から集金していくのが当たり前だと思うし、1 年分も未納があるのに、それに触れずに集金していたとおかしい。また、昭和 46 年 2 月及び同年 3 月も未納とされているが、国民年金手帳の検認記録では納付となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入した後、その夫が厚生年金保険に加入した 37 年 8 月以降も引き続き国民年金に任意加入し、申立期間①及び②の 14 か月を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和 45 年度国民年金印紙検認記録」欄に「4 月～3 月完納、A 市町村」のスタンプが押印されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、自治会の集金人に保険料を納付していたと主張するところ、A 市町村の回答から、当時、集金人組織が存在していたことが確認でき、集金人に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 36 年に夫が夫婦二人分の国民年金保険料 600 円を自宅の隣の役場支所^はに行き納付した。夫は、納付した時に赤い年金手帳に印紙を貼って納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの夫婦二人分の国民年金保険料 600 円を自宅の隣の A 市町村役場支所において納付したと主張するところ、申立人の申立期間当時の自宅の隣に A 市町村 B 出張所が設置されていたことが確認できる。

また、申立人の夫が納付したと記憶する金額は当時の国民年金保険料と一致しており、自宅の隣の役場支所において国民年金手帳に国民年金印紙を貼付したとの主張は具体的であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 36 年に夫婦二人分の国民年金保険料 600 円を自宅の隣の役場支所^はに行って納付した。納付した時に赤い年金手帳に印紙を貼って納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの夫婦二人分の国民年金保険料 600 円を自宅の隣の A 市町村役場支所において納付したと主張するところ、申立人の申立期間当時の自宅の隣に A 市町村 B 出張所が設置されていたことが確認できる。

また、申立人が納付したと記憶する金額は当時の国民年金保険料と一致しており、自宅の隣の役場支所において国民年金手帳に国民年金印紙を貼付したとの主張は具体的であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 58 年 4 月まで

勤めていた会社が業務停止となり退職することになったので、私が A 市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。

申立期間は未加入期間とされているが、会社を辞めた後は、必ず厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金に加入した以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを 4 回行っているが、いずれも適切に実施していることが確認できる上、58 年 8 月以降は付加保険料も納付するなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

A市町村B地区に居住していたころ、A市町村役場から女性が来て国民年金加入手続をし、毎月その集金人に保険料を納めていたので、申立期間の納付について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、昭和45年3月に国民年金に任意加入した以降、2回の厚生年金保険加入後も国民年金に再度任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付していたと主張するところ、申立期間当時、申立人が居住していたA市町村B地区には納税貯蓄組合が存在し、国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

申立期間当時は、A市町村役場に妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。金額は覚えていないが、水道料金と一緒に毎月納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は、申立期間を含めて国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人とその妻の保険料の納付は、社会保険庁のオンライン記録から納付日が確認できる昭和 59 年度以降については、平成 17 年 1 月分を除き、すべて同日であることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和25年2月25日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年1月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から35年7月まで

私は、B市町村にあるA株式会社C事業所において、昭和24年11月から35年7月までずっと住み込みで働いていたが、厚生年金保険加入期間が24年11月1日から25年1月1日までの2か月間のみとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和25年1月1日とされている。

しかしながら、社会保険事務所の保管するA株式会社の被保険者名簿の記録では、申立人を含む5人の資格喪失日はいったん昭和25年2月25日と記載されたが、これを二重線で抹消し同年1月1日と訂正したことが確認できる。また、A株式会社は、同年2月25日に資格喪失（全喪）しており、上記の申立人を含む5人の資格喪失日の訂正は、同社が全喪した日以降に遡^{そきゅう}及喪失処理されたものであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について昭和25年1月1日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、遡^{そきゅう}及訂正処理する以前の同年2月25日であると認められる。

また、昭和25年1月の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、上記期間以外の期間については、A株式会社は、昭和25年2月25日に全喪した後、同年5月1日に厚生年金保険の資格を再取得しており、全喪当時の被保険者54人のうち、33人がその後、厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できるが、同社の被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険番号にも欠番はみられない上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年3月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年1月12日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年3月から同年6月までは1万8,000円、同年7月から43年12月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月13日から44年1月12日まで
A高校B科を卒業後、C都道府県D市町村のE株式会社F工場に勤務し、寮生活を始めた。保険料は給料より天引きされていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がE株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる上、社会保険事務所の保管するE株式会社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人が昭和42年3月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記載がある。

また、同事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人と生年月日は同じであるものの、姓は異なる氏名の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。未統合記録の番号は厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に払い出された申立人の番号と同一番号である上、当時の同僚は申立人が勤務していたことを覚えていると証言していることから、当該未統合記録は申立人に係るものであり、申立人が昭和42年3月13日から44年1月12日までの期間はE株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 42 年 3 月から同年 6 月までは 1 万 8,000 円、同年 7 月から 43 年 12 月までは 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年6月まで

平成14年4月16日にA区役所にて、免除申請書と平成12年度と13年度分の確定申告書の写しを提出した。区役所の職員から、「12年と13年の所得に差があるので半額か全額免除の審査が通るでしょう。」と言われた。後日電話で、14年度の納付書が送られてきても納付しないようにと言われたが、納付書は送られてこなかった。そのため、全額免除の手続が承認されていると思っていた。ところが、申請免除期間として記録されていないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月16日にA区役所で免除申請の手続を行い、平成14年度の納付書が送付されて来ないで申請免除が承認されたはずであると主張するところ、A区役所の保管する受付処理簿には、申立人に係る免除申請書が平成14年4月16日付けでB社会保険事務所に進達され、同年7月29日付けで当該免除申請が却下された旨が記録されていることが確認できる。

また、申立人は、平成14年度の国民年金保険料の納付書が送付されて来なかったで申請免除が承認されたものと考えていたと主張するが、社会保険事務所では、申請された申請免除の審査結果については、承認の有無にかかわらずその結果を申請人に通知する取扱いを行うこととされており、申立人に対しても、免除申請の却下の通知が送付されたものと推認される。なお、申立人は、14年度の国民年金保険料の納付書は送付されなかったとしているが、当該納付書は、免除申請（承認）の有無にかかわら

ず、すべての被保険者に対し年度当初に送付されるものとなっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から46年3月まで

昭和40年に引っ越しし、40年から46年までは国民年金保険料を納付しなかったが、47年に37年から39年までの分を納付し、48年に44年1月から46年3月までの分を納付した。

その時の領収証は、水害のために無くしたが、集金していた納税貯蓄組合の組合長に納付した。昭和44年から46年までの2年分を納付したと思っているが、40年から46年までの間の2年分であったかもしれない。確かに納付していたので、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和48年に地区の納税貯蓄組合に納付したと主張するところ、A市町村及び社会保険事務所の記録のいずれにおいても、40年1月から46年3月までの期間については国民年金に未加入の期間である上、48年当時は特例納付期間とはなっておらず、申立期間の保険料を特例納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を地区の納税貯蓄組合長に納付したと主張するが、昭和54年3月に、当時の納税貯蓄組合長が各組合員に出した「納税貯蓄組合発足以来10年の歩みについて」という組合員各自の納付実績を記した通知には、申立人が主張する申立期間の国民年金保険料が集金された旨の記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から43年6月まで

昭和37年7月に50歳から60歳ぐらいの町内の男性が自宅に来て国民年金の加入手続をし、毎月、保険料100円を手渡したが、手帳や領収書は受け取っていない。

昭和61年5月のA市町村の年金相談会で、転勤先のB市町村で交付された手帳に記載されている資格取得(37年)が誤りだとして訂正(43年)された。この期間の納付を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和37年7月から43年6月までの保険料は町内の男性に納付していたと主張するが、C市町村及び社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは43年7月31日、資格取得は同年7月30日となっており、申立期間は国民年金に加入していない期間となり、申立人は保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた地区周辺に集金組織は確認できず、申立人が申立期間当時居住していた地区の町内会長は、「当時

は集金人はいなかったので、自分の保険料は市町村役場窓口で直接持参していた。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年3月まで

昭和46年10月に夫が死亡し、47年から55年までA事業所で働いていた。A事業所には、B市町村役場職員の二人が国民年金保険料の集金に来ていたので、年に1回、10月から12月までの間の給料日にまとめて納付した。その期間は免除期間となっているが、自分では免除申請をした覚えが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、B市町村役場の職員二人に納付していたと主張するところ、申立期間当時、二人の職員がB市町村の国民年金係として国民年金保険料の集金をしていたことは確認できるが、二人の職員は、「A事業所に国民年金保険料の集金に行くことは無かった。」と証言しており、国民年金保険料の集金をしていた別の職員一人も、「A事業所に国民年金保険料の集金に行くことは無かった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間について免除申請手続をした記憶は無いとしているが、社会保険事務所の記録では、申立人及びその夫は昭和39年4月から46年9月までの期間がいずれも申請免除承認期間となっており、申立人はその後も55年3月まで申請免除承認期間となっていることが確認でき、申立期間について、免除申請を行っていなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年2月まで
申立期間当時、近所の民生委員の方が免除申請手続きをしてくれたはずなので、未納及び未加入となっているこの期間を免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月にA市町村B地区に転居し、同年4月から50年2月までの国民年金保険料については、自ら申請免除の申請手続きを行ったことは無いものの、地区の民生委員に免除申請手続きを依頼していたと主張するところ、A市町村では、民生委員に国民年金の業務を委任していなかったとしており、申立期間当時、申立人が居住していた地区の国民年金保険料の集金人は、「民生委員が免除申請の手続きをすることは無かった。」と証言している。

また、地区の集金人は、申立人が転居してきた当時、一度、集金に訪問したことを記憶しており、その際は、「集金ではなく自分で直接納付する。」と回答されたことを記憶している。

さらに、A市町村及び社会保険事務所のいずれの記録でも、申立期間が申請免除とされていたことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年4月までの期間及び52年4月から56年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和51年1月から同年4月まで
⑤ 昭和52年4月から56年7月まで

申立期間当時は、国民健康保険の加入手続をすると、役場の方から自動的に国民年金の納付書が届いたので、それで納付していた。未加入期間があると年金受給に重大な損失を伴うと知っていたので納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「役場で国民健康保険の加入手続をすると国民年金の加入手続も自動的に行われ、保険料の納付書が送られてきた。」と主張するところ、A市町村では、国民健康保険窓口で加入手続をすると国民年金の加入を勧めたが、国民年金の加入手続は別の窓口となっており、国民年金の加入手続をしなければ納付書が送付されることは無かったとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和59年6月22日、資格取得は61年4月1日となっており、申立期間は国民年金に加入して

いない期間となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から49年4月まで

手取収入を増やすために、会社に勤めているうちに厚生年金保険を脱退した。国民年金の加入手続をしたか記憶は無いが、何か月も国民年金保険料を納付しないでいることは絶対に無い。私の妻が自分の保険料と一緒に地区の納税貯蓄組合に納付したはずである。妻の分はすべて納付となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後に、その妻が国民年金の加入手続を行い、地区の納税貯蓄組合に納付したと主張するところ、夫婦の保険料を納付していたとするその妻は、申立人の申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である上、社会保険事務所のほか、A市町村が保管する被保険者名簿の記録においても申立期間は国民年金に未加入となっており、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、地区の納税貯蓄組合では、申立期間当時、保険料の集金は行っておらず、A市町村から渡された納付書を各世帯に配付していたとしており、申立期間当時、国民年金に加入していなかった申立人については納付書が発行されることが無いため、申立人の保険料を納付すること

はできなかつたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月から32年1月1日まで

A事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和32年1月1日となっているが、私は、同事業所の専務に誘われて31年1月ごろに入社しており、同年6月の同事業所20周年記念パーティーにも参加しているので、資格取得日を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に入社したのは昭和31年1月であり、厚生年金保険の資格取得が32年1月1日となっているのはおかしいと主張するところ、申立人が、同時期に入社したと記憶している同僚二人の厚生年金保険の資格取得も、申立人と同じ32年1月1日であることが確認できる。

また、A事業所の当時の社員二人は、「自分は入社後2、3か月後に厚生年金保険に加入しており、同事業所は入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の加入記録は昭和32年1月1日から同年2月28日までの期間以外は確認できないとともに、健康保険番号には記録の脱落をうかがわせる欠番はみられない。

加えて、A事業所の当時の所長は、申立人を記憶しておらず、同事業所は昭和55年3月16日に全喪し当時の資料も無いことから、申立ての事実を確認できる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であり、納得できない。加入記録の調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の保管する申立人に係る雇用台帳から、申立人が昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 25 日までの期間において、A事業所に月雇作業員として雇用されていたことは確認できるが、同雇用台帳には、申立人の厚生年金保険、健康保険及び失業保険の加入は、35 年 4 月 18 日からと記録されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA事業所に係る被保険者名簿によれば、申立期間について申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで
申立期間中は、A都道府県B事業所に正職員として勤務していた。その期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C市町村の記録から、申立人は昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで、B事業所に常用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D共済組合の記録から、申立人は申立期間においてE共済組合の組合員であったことが確認できる上、昭和 51 年 3 月 31 日に申立人が退職一時金の支給を申請し、同年 6 月 7 日に支給決定され、同年同月 10 日にF銀行の申立人名義の口座に 11 万 9,100 円が支給されていたため、申立期間については、厚生年金保険の加入期間ではなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月から26年6月まで
② 昭和60年4月から63年4月まで
③ 平成3年7月から5年5月まで

申立期間①についてはA市町村のB事業所に、申立期間②についてはC市町村の株式会社Dに、申立期間③についてはE市町村の有限会社Fに勤務し、厚生年金保険に加入していた。このうち株式会社Dからは、正社員以外加入できないと説明されたが、厚生年金保険料を全額自己負担することで加入させてもらった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はB事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するが、社会保険庁の記録では、B事業所が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、B事業所の事業主や当時の同僚について記憶しておらず、B事業所は法務局の法人（商業）登記でも確認できないため、当時の関係者から勤務状況等について確認することもできない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間②について、元上司の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和58年8月から62年9月まで株式会社Dに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の経営者の妻は、「申立期間②当時、会社では原則として正社員のみを厚生年金保険に加入させ、正社員以外は希望

があった場合のみ厚生年金保険に加入させていたが、その場合でも保険料を全額負担させたことは無く、正社員ではなかった申立人は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、株式会社Dの被保険者名簿には、申立人の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間③当時、有限会社Fに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の経営者の妻は、「会社は一度も厚生年金保険に加入したことは無く、当然、申立人も厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除したことも無い。」と証言している。

また、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。